

見積依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 金子 知巳

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
2PRX1GE00780		2PSB1A50001 0001					
品名 または 件名							
W i - F i 機器据付役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
用賀				用賀			
搬入場所				納期または工期			
用賀				令和5年3月20日 (月)			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和5年2月7日(火) 10時00分

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

- ・仕様などに関するお問い合わせは 厚生班 上原までお願いします。(内線261)
- ・令和5年2月7日10時までに見積書の提出をお願いします。
(FAX可としますが、後日原本の提出をお願いします。)
- ・参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- ・見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- ・入札の無効
①注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者のした入札
②入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- ・問い合わせ先
〒158-0098
東京都世田谷区上用賀1-20-1
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
総務部会計課契約班 担当：近藤
電話03-3429-5241 (内線378)
FAX 03-3429-5245

陸上自衛隊仕様書	
仕様書番号	仕様書番号
物品番号	厚 一 第 1 号
Wi-Fi機器据付役務	作成：令和 4年 11月 11日
	変更：
	部隊名：関東補給処用賀支処総務部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、用賀駐屯地体育館2階に設置するWi-Fi機器の据付役務について規定する。

1.2.1 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001(以下、“電子共仕”)という。及びGLT-CG-Z000001(以下、“一般共仕”)という。)による。

1.2.2 市販品

一般市場流通している物品で、カタログ等によって明確にされているものをいう。

1.2.3 カタログ

この仕様書においては、製造者の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a)仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b)法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)[装備庁(事)第3号(31.1.9)]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)[装普武第188号(31.1.9)]

1.3.2 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知) [武管調第4957号(3.3.31)]

2 据付等内容

Wi-Fi機器据付役務

(1) Wi-Fi 機器名・規格等

CiscoMERAKI MR46,ギガらくWi-Fiプラン(セキュリティ対応)同等規格

Wi-Fi 機器については借り上げたものを設置するものとする。

(2) ルータ機器・規格等

Aterm WG2600HS2 ルータ機器、ONU 光回線終端装置、同等規格ルータ機器については買い上げたものを設置するものとする。

(3) 据付場所

東京都世田谷区上用賀1-20-1

陸上自衛隊用賀駐屯地体育館2階(別紙参照)

(4) 作業に関する要求

ア Wi-Fi配管等役務

イ Wi-Fi据付役務

ウ Wi-Fi使用確認点検

(5) 履行期限

ア 令和5年3月20日までを履行期限とし、細部は官側との調整による。

イ 作業実施については、月曜日～金曜日の0815～1700までを基準とする。

ウ 前号イ以外の曜日及び時間帯に作業実施する必要がある場合については、事前に要求元と調整するものとする。

3 検査及び品質保証

(1) 完成検査については、契約の相手方立合いのもと契約担当官又は検査官が実施するものとする。

(2) 据付箇所等について1年以内に異状が認められた場合は、無償により修理・補修等を実施するものとする。

4 秘密保全

(1) 庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、官側担当者の指示に従い関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立入りを禁止した区域及び業務に関係ない施設への立入りを禁止する。

(2) 契約を履行する上で知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

5 その他の指示

(1) 諸作業に関して使用する資器材等については、契約の相手方で準備するものとする。

(2) 作業中の安全管理及び作業現場の整理等は、契約の相手方が責任をもって行うものとする。

(3) 作業・点検に関する全般調整は、要求元と調整するものとする。

6 提出書類

役務完了後、役務完了届(随意様式)2部及び納品書3部を検査官に対し提出するものとする。

7 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、契約担当官、監査官又は検査官と協議し、指示を受けるものとする。

駐(分)屯
地名

用賀駐屯地

図面

駐屯地配置図

建物
番号

縮

尺

作成年月
令和3年4月1日

図面番号
及び番号



正門



